

那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和2年6月16日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 勝村 晃夫 副委員長 小泉 周司
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行
委員 笹島 猛 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎
事務局長 渡邊 荘一 次長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文	企画部長 大森 信之
政策企画課長 益子 学	政策企画課長補佐 岡本 哲也
総務部長 加藤 裕一	財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 浜名 哲士	税務課長 茅根 政雄
税務課長補佐 会沢 正志	収納課長 小林 正博
瓜連支所長 片野 弘道	瓜連支所課長補佐 南波 三千代
市民生活部長兼危機管理監 桧山 達男	
市民協働課長 玉川 一雄	市民協働課長補佐 大曾根香澄
市民課長 高安 正紀	市民課長補佐 会沢 和代
消防長 山田 三雄	消防本部総務課長 大谷 貞章
消防本部総務課長補佐 堀江 正美	消防本部予防課長 元木 利光
消防本部予防課長補佐 森田 伸一	消防本部警防課長 小田部茂生
消防本部警防課長補佐 後藤 健仁	

会議に付した事件

- (1) 議案第35号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第36号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第37号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (4) 議案第38号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (5) 議案第42号 専決処分について(令和2年度那珂市一般会計補正予算(第1号))

…原案のとおり承認すべきもの

- (6) 議案第 45 号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例
の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

- (7) 議案第 47 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算 (第 2 号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (8) 議案第 48 号 建設工事請負契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

- (9) 議案第 49 号 物品売買契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

- (10) 那珂市自転車活用推進計画 (素案) について

…執行部より報告あり

- (11) 調査事項について

…新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら 9 月の常任委員会で再度協議する
議事の経過 (出席者の発言内容は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

委員長 おはようございます。

総務生活常任委員会、お集まりいただきまして、ご苦労さまでございます。

新型コロナウイルスの騒ぎもそうですが、このところ大変暑い日が続いておりまして、
熱中症対策にも十分お気をつけいただきたいと思います。

それでは、本日のご審議、慎重によりしくお願いいたします。

開会前にご連絡をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては
は、マスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において、手指の消毒
をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行いま
す。ご理解、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、開会前にご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用
し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いいたします。

ただいまの出席委員は 6 名であります。欠席委員はございません。定足数に達しており
ますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

本当に何か異常気象というか、真夏のような陽気、そういう天候でございますけれども、マスクをやっていると、大分汗かきますね、この辺が。これもしようがないですね。終息するまではひとつご協力を賜りたい。

今日は、総務生活常任委員会、専決が5件ですか。そういうことでひとつ、正副委員長を下に慎重審議を賜りたいと。そして、今定例会最終日には提出ができますようにひとつよろしくをお願いいたします。

大変ご苦労さまでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めて、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にご出席いただきまして、大変お疲れさまでございます。

昨夜、瓜連地内で豪雨、ひょう、突風が発生した模様でございます。被害状況につきましては、現在確認中でございます。被災された方々にお見舞い申し上げたいと存じます。

さて、本日は、議案が9件、協議報告案件が1件でございます。慎重なる審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

初めに、議案第42号 専決処分について（令和2年度那珂市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

財政課より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内でございます。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案書の91ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2枚おめくり願います。

令和2年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 408 万円。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 55 億 7,111 万 4,000 円、6 目教育費国庫補助金 8,580 万円。

16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金 204 万円。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 705 万 3,000 円。

7 ページをお願いします。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 4 億 9,914 万 9,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 176 万 4,000 円。

8 ページをお願いします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費 371 万 5,000 円、6 目企画費 699 万 2,000 円。

12 ページをお願いします。

下段になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 59 万 4,000 円。

15 ページをお願いいたします。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 3,000 万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 6 ページのこれ約 55 億円、特別定額給付金ですけれども、これは事務手数料から何か全部入っているわけですか、市役所の。

財政課長 はい。事務手数料分のほうが 2,800 万円入りまして、その金額になってございます。

笹島委員 その事務手数料は、どこか委託したとか、市役所内でやるとか、それはどういうあれですか、そうすると、2,800 万円。

財政課長 委託等のものであるとか、あとは必要な機材の借入れしたものの使用料等が入っております。

笹島委員 7 ページの財政調整基金、これは約 4 億 9,900 万円、これはもう使い切っちゃっているのかな。

財政課長 基金のほうから今回の補正の財源として予算上繰り入れているというものでございますので、使い切っているというものではまだございません。

笹島委員 すみません、使い切るのかな。間違った、すみません。

財政課長 国の補正予算に伴う財源手当等もありますので、その辺を見定めた上で考えておりますけれども、当初予算で 5 億円入れておりまして、今回約 5 億円ということで、10 億

円、今、予算上入っている状態ですので、決算時までにはできるだけこちらを基金のほうに戻すというふうに取り組んでいきたいというふうには考えております。

委員長 ほかに。

副委員長 8ページ、業務継続ICT環境整備事業についてお伺いします。

これちょっとどういうことをやるのか、中身を教えてください。

政策企画課長 政策企画課でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発生下において、市役所の行政機能を維持し、業務を継続していくために分散勤務等に必要な庁内のICT環境を整備するというものでございまして、具体的には、ウェブ会議に対応するための通信環境や備品類の整備、テレワーク勤務に対応するためのシステム改修等を行うものでございます。

以上です。

副委員長 そうしますと、今日もニュースで取手市議会の取組なんかも出ていましたけれども、議会もそういったところを考えていかなければいけないと思うんですが、執行部として、オンラインでの会議等をできるようにする体制を整えるという認識でよろしいんでしょうか。

政策企画課長 ウェブ会議につきましては、外部との打合せなどに使うものということになりますが、内部でのオンライン会議というものも想定しております。

副委員長 内部でというのは、例えば部長会議だったりというものを支所のほうは来なくても、その場で自席からできるようになるというような認識でよろしいんですか。そうしますと、これはタブレットの整備ですか、パソコンの整備ですか。

政策企画課長 例えば今、新型コロナウイルス感染症対策本部会議というものを毎週やっておりますけれども、そういったものをオンライン会議でやるということも想定しております。今後、例えば第2波、第3波が来たときに、幹部の方がサテライト勤務のような形でばらばらの勤務場所にいることも想定した上で、その際に、集まらない形でも実施できるように、タブレットを整備をするということを考えております。

ウェブ会議については、パソコンのほうを考えております。

副委員長 非常に大切なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

ちなみにこれ専決でやっていますが、今の進捗状況はどういうふうになっているか教えてください。

政策企画課長 まず、タブレットにつきましては、それ以外も含めてですけれども、なかなか入手がしにくい状況にありますので、今のところタブレットにつきましては8月下旬までには何とか納品してもらおうということで、業者と打合せをしているところですが、例えばサテライト勤務につきましては、費用的には特にかからない形でして、もともと想定している場所につきましては、情報系のネットワークを使ってサテライト勤務する形なんですけれども、情報ネットワークがあるもんですから、部屋と、あとはテ

ーブルとかが用意できればすぐにでもできるような形になっております。

テレワークにつきましては、ちょっとシステムを改修しなければなりませんので、それについては今月中にはシステム改修が終わって、今月中にはやることはできるような態勢を整えたいと思っております。

いわゆるオンライン会議につきましては、その物が届かないとなかなかできないということにはなるんですが、今後、例えば第2波、第3波というのは秋頃を想定されるということですので、そこまでには何とかできるような体制は整えたいと思っています。

以上です。

副委員長 当然備えというのは大事だと思いますし、早急に整えるべきものだというふうに思いますので、ぜひとも前向きにといいいますか、早急に体制を整えていただいて、そういった体制を整えておいていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第2号)を議題いたします。

財政課より説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案書の105ページの次のページをお願いいたします。

議案第47号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 62 万 3,000 円。

16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金 69 万 2,000 円、4 目農林水産業費県補助金 353 万 7,000 円。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 458 万 6,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 267 万 1,000 円。

6 ページをお願いします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目コミュニティ費 250 万円、12 目支所費 376 万 2,000 円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

副委員長 支所庁舎管理事業、修繕料 370 万円、中身を教えてください。

瓜連支所長 瓜連支所でございます。

こちらですけれども、瓜連支所の庁舎及び支所分庁舎の壁面から雨漏りのほうがありまして、そちらのほうの修繕になります。

副委員長 ありがとうございます。

ちなみに、今年度の予算で 7,000 万円の駐車場の予算を組んでいるかと、修繕とは言わないですね、拡張工事ですかね、組んでいるかと思ひます。

前日の全協の中で、市役所の来庁者駐車場のほうの工事は、市長のほうも見送る方向で検討しているということをお答ひいただいたかと思ひますが、こちらの方の方向性はどくなっているのかお教えいただけますか。

瓜連支所長 こちらにつきましては、国道 118 号線が線のほうの整備の関係がございまして、それに伴って下り車線からの支所に進入ができなくなってしまう関係がございまして、こちらについては計画どおり行ふ予定になっております。

委員長 いいですか。

ほかにございせんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしということでございます。

ご異議なしと認め、議案第 47 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 19 分）

再開（午前 10 時 20 分）

委員長 再開いたします。

財政課、消防本部が出席いたしました。

議案第 49 号 物品売買契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

議案書の 108 ページをお願いいたします。

議案第 49 号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、西消防署配備の高規格救急自動車の更新に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の目的、高規格救急自動車、西消防署救急第 1 号車の更新になります。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約の金額 3,999 万 8,468 円。

契約の相手方、茨城県水戸市千波町 1949 番地 1、茨城日産自動車株式会社法人営業部、次長、中西洋之でございます。

次のページをお願いいたします。

物品の概要でございます。

車名、高規格救急自動車四輪駆動車。

シャシ寸法、全長 5,650 ミリ以下、全幅 1,900 ミリ以下、全高 2,560 ミリ以下。

エンジン形式、無鉛レギュラーガソリンエンジン、排気量 2,400 cc 以上。

乗車定員 7 名。

救急資器材一式でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 これあれですか、指名競争入札だから、特殊車両だからね、指名するところは限られているもの、何社くらいですか。それと、指名してもやはりそんなに変わらないんでしょう、その差というのはね。それをちょっと伺います。

財政課長 指名のほうは 4 社でございます。金額のほうも、設計金額、予定価格からそれほど大きく変わっているところではございません。各社の金額もそんなに差があるものではございません。

笹島委員 これあれですか、4社が毎回、今言っていた特殊車両ですから、それしか扱えないという、これ車体はね、日産とかトヨタとかそういうものだと思うんですけども、あと造るのは手作りですから、時間がかかると思うんですけどもね。そうすると、その4社以外はなかなか入ってこれないから、やはりいつも同じこの4社が次の救急車両とか、そういう特殊車両ですね、消防車とかね。そういうのはやはりその中の1社が獲得していくということ、同じところじゃなく、大体順番に回ってくるような、そんな形じゃないんでしょう。

財政課長補佐 お答えします。

救急車につきましては、この4社で入札を実施しておりまして、落札業者についてはその都度替わる場合がございます。消防車につきましては、またこの4社とは別の業者が入札するという場合もありますので、消防車と救急車については基本的に別な業者も入札に参加することになります。

以上です。

副委員長 すみません、これ救急車の買換えだと思うんですけども、前の救急車というのは何年ぐらい使っていたものなのか。目安としてどれぐらいで買換えというのをされているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

消防本部で常備車両の整備計画がございまして、救急車に関しましては10年で計画を立てております。この西消防署の救急車に関しましては、平成21年11月26日に購入いたしまして、今年の11月が来れば11年が経過いたします。

以上でございます。

副委員長 そうしますと、これ10年たつて救急車が新しくなると、例えば前と違う部分とか、この部分良くなったなんていうところというのはあるんですかね。

消防本部警防課長 お答えいたします。

車両ベースに関しましても、やはり10年たつと多少なりとも進化しているところがございます。あとは、収納関係も、いろんな意見もございまして、その辺も艤装関係で反映させております。あと、資機材に関しましても、よりいいものが、高額でありますが発売されております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 49 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 27 分)

再開 (午前 10 時 28 分)

委員長 再開します。

財政課、建築課、生涯学習課が出席しました。

議案第 48 号 建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

議案書 106 ページをお願いします。

議案第 48 号 建設工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案の理由といたしましては、瓜連体育館大規模改修工事に係る建設工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の方法、一般競争入札による契約。

契約の金額 1 億 5,327 万 9,500 円。

契約の相手方、茨城県日立市大沼町 1 丁目 7 番 1 号、株式会社秋山工務店、代表取締役、秋山光伯でございます。

次のページをお願いいたします。

工期は、議会議決の日から令和 3 年 2 月 26 日まで。

工事の概要といたしましては、構造、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り、階数、2 階建て、建築面積 1,428.28 平米、延べ床面積 1,499.63 平米、主に老朽化している瓜連体育館の屋根や壁について、防水対策を含めて修繕することと、トイレの洋式化等の水回りの改修になります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 48 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 31 分)

再開 (午前 10 時 32 分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第 45 号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか 2 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の 94 ページをお開き願います。

議案第 45 号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

記載はございませんけれども、この条例の概要を申し上げますと、国の地域再生法に基づきまして、東京一極集中を是正するべく、東京から地方への本社機能移転等の加速化を図るために設けられた税制上の特別措置を定めた条例でございます。具体的には、企業が東京 23 区から本社機能を移転した場合や既に市内にある本社機能を拡充した場合で、資産取得価格の基準額を満たす場合に固定資産税の課税免除等を行うものでございます。

下の提案理由でございます。

企業が税制上の特別措置を受ける場合には、県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける必要はございますが、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令の改正によりまして、その期限が令和 2 年 3 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日に 2 年間延長されたことに伴いまして、改正をするものでございます。

次に、98 ページをお開き願います。

改正の理由は、先ほどの提案理由と同じでございます。

改正本文でございますが、第 2 条の適用範囲の 1 つ目のポツ、企業が税制上の特別措置

を受ける場合の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日に延長するものでございます。

2つ目のポツでございますが、租税特別措置法の改正に伴う引用条項のずれを修正するものでございます。

次に、改正条例附則でございますが、施行期日は公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 ちょっと何かぴんとこない、分かりづらいんですけども、具体的にどういうあれなんですか、これ。

政策企画課長 先ほど申し上げましたけれども、税制上の特別措置でございます、東京にある企業等が例えば那珂市に本社機能を移転してきたという場合に、その本社機能を建てた建物とかの建物に対する固定資産税を減免をするというようなものでございまして、その期限が2年間延びたということでございます。

笹島委員 じゃこれは茨城県全域でやっているんだ。

政策企画課長 こちらは県内全域でございます。

笹島委員 あまり……

政策企画課長 申し訳ありません、全域が対象にはなるんですけども、条例化をしている市町村が対象となりまして、那珂市ほか7市町村が条例化をしている状況でございます。

笹島委員 那珂市は何で条例化したのかな、それは。

政策企画課長 企業誘致をしたいというか、その優遇措置として設けたということでございます。

笹島委員 ほかにやはり全市町村、全国もそうかもしれないけれども、いろいろ特例措置、3年間、固定資産税減免とかね、その他いろいろ誘致合戦していますよね。だから、そんなに特別なことじゃないと思うんですけども、わざわざ条例をあれしたというのは何なんですか、それは。しなくてもできますよね、こういうのは。

政策企画課長 移転することは当然できますけれども、固定資産税を減免するという、そういう優遇措置を設けることで、設けていないところよりは企業のほうが立地しやすいということに当然なると思います。

副委員長 ちなみにこれ平成28年からだと思うんですけども、これまでに該当した企業というのはありますでしょうか。

政策企画課長 これまでに適用した案件はございません。

副委員長 今回、副市長も代わられて、そういった企業立地、東京事務所におられたというような実績も買われて多分、指名されたことと思います。それは市長の副市長の選任の説

明の中でも触れられていたかと思うんですが。当然このような形を取っていけば、積極的に那珂市は企業誘致をやっていくということだと思いますが、今年度、これまでゼロだったわけですから、どういったことを取り組んでいきますといたしますか、どういったことをして企業誘致に結びつけていくというふうに考えていらっしゃるか、そのあたりお聞かせ願えますでしょうか。

政策企画課長 これまで市の土地を中心に、もしくは県の工業団地を中心にある意味営業をしてきたところですが、今後なかなか、そうしますと、紹介できる場所というのが少ない形になりますので、そういう意味では民間の土地でも活用可能なところについてデータを集めた上で、そういったものも我々を持った上で、営業していきたいというふうには今年度考えております。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 45 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、常任委員会協議報告案件となります。

那珂市自転車活用推進計画（素案）について、執行部より説明を求めます。

政策企画課長 引き続きまして、政策企画課でございます。

それでは、常任委員会資料の 1 ページをお開き願います。

那珂市自転車活用推進計画（素案）についてでございます。

本市における自転車活用による地域活性化等に向けた取組を総合的、計画的に推進するため、現在、那珂市自転車活用推進計画の策定に取り組んでいるところでございますが、このたび素案が取りまとめられましたので、報告をさせていただくものでございます。

また、中ほどでございますが、議会報告後、パブリックコメントを予定しておりまして、実施期間としましては、令和 2 年 6 月 22 日から 7 月 21 日までの 1 か月間でございます。

今後の予定でございますが、令和 2 年 6 月、本日、総務生活常任委員会にて素案を報告、6 月から 7 月にパブリックコメントを実施、8 月に第 4 回の自転車活用推進協議会を開催し、計画案を審議をしまして、同じく 8 月に庁議にて計画を決定し、9 月に決定した

計画を議会に報告をいたします。10月には、那珂市自転車活用推進計画の発行の予定でございます。

次のページのA3判の素案概要をご覧ください。

3月の総務生活常任委員会におきまして、骨子案としてご報告をさせていただいておりますので、前回から変更になった点を中心にご説明をさせていただきます。

まず、3月の総務生活常任委員会におきましては、いただきましたご意見としましては、自転車の活用を推進するためには、まず安全な道路整備を進める必要があるといったご意見や自転車の通学路の安全を確保する必要があるといったご意見がございました。

このようなご意見を踏まえまして、一番左側でございますが、基本方針の1番目にハード施策の柱である「自転車にやさしい空間で楽しく乗ろう」を位置づけました。これは、前回ご説明したときには2番目の柱としておりましたが、今回1番目の柱に位置づけまして、安全な走行環境の整備、つまりは道路整備をしっかりと取り組んでいくという姿勢を示したものでございます。

そして、その下のほうですが、施策の一丁目一番地でございます①番の自転車利用環境の計画的な整備の1番目の項目に路肩等の幅員を十分に確保した道路整備（矢羽根を表示）を掲げさせていただきました。これは、今後整備予定の道路につきましては、車と自転車が安全な走行環境で共存できるように路肩の幅員を十分に確保した整備を進め、その路肩内に矢羽根を表示するというものでございまして、写真にあるようなイメージの整備を可能な限り進めていくというものでございます。

さらに、施策の②番に通学路における交通安全の確保という柱を新たに設けさせていただきました。現在も通学路交通安全プログラムにおいて実施をされておりますが、小中学校、PTA、警察署、常陸大宮土木事務所などの関係機関との連携による定期的な安全点検を活用しまして、それを踏まえた危険箇所の改修・改善、通学路安全マップの作成などを実施していくものでございます。

また、このような見直し内容に対応するため、一番上の基本理念の下に計画期間を記載しておりますが、当初5か年の計画期間で考えておりましたが、道路整備や通学路の危険箇所の改修など、自転車利用の環境整備に要する期間も踏まえまして、計画期間を令和11年度までの10か年に変更したところでございます。

次に、真ん中の基本方針の2に市民向けのソフト施策の柱である「交通ルールを守ってみんなで安全に乗ろう」を掲げまして、施策としましては、④番の交通安全意識の醸成、⑤番の自転車を安全に利用するための啓発などを位置づけまして、先ほどの基本方針の1と併せまして、市民の安全利用と安全な走行環境の整備に軸足を置いた計画としたところでございます。

また、この基本方針の2におきましても、車と自転車が安全に共存していくことが重要であるとの視点の下、自転車の利用者への啓発だけでなく、自動車のドライバーに対す

る思いやり運転の周知・啓発という項目も追加をしたところでございます。

次に、一番右側の基本方針3には、「交流とおもてなしで地域を盛り上げよう」を掲げまして、先ほどの基本方針の1、2において市民の安全利用と安全な走行環境の整備をしっかりと進めた上で、併せてサイクルツーリズムについても取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。何か質疑ございませんか。

笹島委員 茨城県、那珂市もそうですけれども、車社会でね、車がやはり大手を振って走り回って、歩行者とかこういう自転車ですか、追いやられちゃっているんですよ。やはり非常に危険なところが多いと。こういう自転車をもっと見直そうと、今、健康ブームでね、やはり歩いたりとか、免許を持っていないとか免許を返納した人とかですね、そういう自転車を使つてと、交通手段がないから、こういうふうにして自転車を使つて、自転車に乗っている人に優しく、そして道路も整備しなければいけないというので、3番目に自転車を使ったツーリズムで夢を与えようということだと思っておりますけれども、いい施策だと思うんですよ。どのくらいこれ、大した予算もつけないでやるんでしょう。どうなんですか、そういう今後のあれは。

政策企画課長 道路整備につきましては、国の防災安全交付金というものが充当できますので、それを活用して整備を進めていきたいと思っておりますが、そこは予算のできる範囲でやっていきたいと考えております。

笹島委員 それは1番、2番だけれども、3番はどうなの。

政策企画課長 3番につきましては、まず、那珂総合公園で県のサイクリング協会というところが毎年大会をやっておりますので、その支援ということを入れますのと、あと、那珂市としても、市民向けの健康づくりを視点を置いたようなサイクリングイベントとか、そういったものやしていきたいと思っております。それも予算の範囲でということになりますけれども、実施していきたいと思っております。

笹島委員 施策1、2はね、これはマストでやらなければいけない、非常に安全に関わる、お年寄りとか子供たちがね、この市内においてですね。

3番目はこれ、各市町村いろいろなことやっているからね、なかなかそれと競り合って那珂市に来てもらって云々ということじゃなく、那珂市もこういうものありますよと。その一部として来られたらいかがですかという形で、そういうサイクリングの先進市町村がありますよね、つくば市とかかすみがうら市とかね。非常に立地がいいところへね。それと真っ向から戦うなんて思っていないでしょうから、どういう構想を持っているんですか、それは。

政策企画課長 那珂市に久慈川と那珂川というところがあります。その堤防の上も走れるような形になっていますので、その辺を活用して、あと、久慈川と那珂川をうまくつないで

利用してもらえらるようなことを考えていきたいなというふうには考えております。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。ありませんか、よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 48 分）

再開（午前 10 時 49 分）

委員長 再開いたします。

税務課が出席いたしました。

議案第 35 号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、10 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 専決処分について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、43 ページをお願いいたします。

議案第 35 号の説明資料でございます。

那珂市税条例の一部を改正する条例（専決処分）について。

1 番の改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

2 番になります。

主な改正点ですが、（1）の固定資産税につきましては、アの使用者を所有者とみなす制度の拡大について改正となります。住民票や戸籍など、公簿上での調査や使用者と思われる者、その関係者などの調査を行っても固定資産税の所有者が一人も明らかにならない場合において、使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課税することができるみなし制度の拡大についての改正となります。

イになります。イにつきましては、現に所有している者への申告の制度化についてになります。登記上の所有者が死亡している場合などにおいて、相続登記がされるまでの間など、現に所有している相続人などに対して、氏名、住所などの固定資産税の課税に必

要な事項について申告をさせることができる規定の新設に伴う改正となっております。

なお、適用については、令和2年4月1日以降において、現に所有している者であると分かった方に対しての適用となります。

次、(2)番になります。たばこ税になります。

こちらは、卸売販売業者などが課税免除を受ける場合、今までは課税免除であることを証明する書類の提出が必要でありましたが、改正によりまして、課税免除を証明できる書類について、保存をすることを前提に書類の添付を不要とするなど、手続の簡素化によるものでございます。

引き続き(3)でございますが、こちらにつきましては、条例の追加や廃止に伴う修正になっております。

3番の施行日でございますが、令和2年4月1日から施行とし、経過措置として、令和2年度分以降に適用し、令和元年度分までについては、なお従前のおりとなっております。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

笹島委員 ちょっとこれは意味が分からないんだけど、固定資産税の使用者を所有者とみなすという意味が、今、固定資産税はその所有している者に課せられるよね。それ使用者とは一体どういう意味なの、この違いは。

税務課長補佐 お答えします。

今までは所有者が不明とかであっても、登記簿上の所有者が原則課税の対象となっておりましたが、現行では課税ができないで、課税の不公平感等があったということで、今回の改正に伴いまして、住民票や戸籍など、公簿上の調査や使用者と思われる者に関しまして調査をきちんと行っても、固定資産税の所有者が一人とも明らかにならない場合につきましては、使用者に対して通知を行うことで使用者を所有者とみなして課税をするというような法改正でございます。

以上でございます。

笹島委員 とても分かりづらいあれなんだけど、一体どういうふうに見極めるの、その所有者がいない場合、使用者は云々という、その見極め方というの。これ難しいんじゃないの。

税務課長 戸籍とかいろいろ書類は調べまして、それでも確認できない場合に、現に今住んでいる方に所有者としてみなして課税をするということでございます。

以上でございます。

笹島委員 大丈夫なんですか、そういうのはまかり通って、私は所有者じゃないって、今までね、所有者はどこかにいるわけでしょう。例えばA、Bがあるとするでしょう。Bの人

が例えばただそこに住んでいて、ただそこに使用しているというか、いるだけであって、所有者は別にいるんだけれども、いるかいなか分からないと、そういうことを言いたいのかな、これは。

税務課長 そのとおりでございます。書類上、確認が最後までできなかつた方に、住んでいる方に課税をするということでございます。

以上でございます。

笹島委員 大丈夫なの、そういうふうなことをあれして。まだこれからでしょうから、やるんですけれども。ちょっと心配になるんですけれども、どうなんですか、これ。

税務課長補佐 必ず使用者の方に通知を行うことで、きちんと今後、課税をあなたにしますよというような通知をした上で、それをもって課税を行うという形になります。

以上です。

委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 35 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 35 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 36 号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 議案書 44 ページをお願いいたします。

議案第 36 号 専決処分について。

こちらにつきましても報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、50 ページをお願いいたします。

議案第 36 号の説明資料でございます。

那珂市税条例の一部を改正する条例(専決処分)について。

改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、公布の日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

内容としまして、（１）固定資産税でございます。

アについて、中小企業が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置の内容となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症により、厳しい経済環境にある中小事業者に対し、令和３年度課税の１年分に限り、税の軽減をする内容となっております。

具体的な内容といたしましては、保有する設備や建物について、令和３年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準価格を令和２年２月から１０月までの任意の３か月間の売上げが前年度同期と比較した上で減少率に応じ、30%以上 50%未満の減少については2分の1、50%以上についてはゼロとする内容でございます。

次、イでございます。こちらは、生産性革命に向けた固定資産税の特例の拡充・延長についての改正となります。

こちらにも新型コロナウイルス感染の影響を受けながらも新規の設備投資を行う中小企業者などを支援する観点から、新たに投資した先端設備として該当する対象の家屋及び構築物も適用対象として追加すること。令和３年３月末までの適用期限を２年延長し、軽減期間を３年間とするものでございます。

続きまして、（２）になります。軽自動車税の環境性能割の特例延長についての内容でございます。軽自動車を取得したときの軽自動車の燃料性能に応じて課する環境性能割について、今回、９月３０日までであったものを６か月延長し、令和３年３月３１日までを取得した者を対象とする内容でございます。

３番につきましては、徴収猶予の特例についてでございます。こちらにも新型コロナウイルス感染の影響により、令和２年２月以降の収入について、前年同期でおおむね20%以上の減少が生じたことにより、納税が困難である事業者に対し、無担保かつ延滞金なし、１年間徴収を猶予する特例を設けるものでございます。

施行日につきましては４月３０日となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ありませんか。

笹島委員 これ固定資産税の減免とかあれだけれども、ちょっと分かりづらいけれども、一番はあれかな、売上げに対して減少したのに対して来年度に固定資産税の、建物とか償却資産について減免しますということで、申請方式だよ。申請して行って、それで、その申請によって審査して、それで来年度だよ、これをやっていくという形かな。

税務課長 そのとおりでございます。

笹島委員 じゃ２番ね、今度はイはね、これ何、この先端設備をしてって、投資していくものに対して、そんなに先端設備をしていくということで、そんなに投資していくということだから、お困りなさっていないような感じなんですけれども、その方に対して、固定

資産税を延長しますと、ただこれ延ばしてあげますよという、それだけの。

税務課長 新型コロナウイルスのこの現状の中で影響を受けても新たに頑張ろうという中小企業さんに応援するような制度でございまして、そのために適用期限を延長するものでございます。

すみません、言葉が足りませんでした。固定資産税の免除について適用期限を延長するものでございます。

以上でございます。

笹島委員 じゃ、これも分かりづらいね。何が最先端設備であれするかという、これも見極めなければいけないわけでしょう。なかなかこういうことに取り組みにくいですよ、普通の一般の中小零細の企業はね。それで、延長してもらってもあれだって。非常に、本来だったら中小企業の人是非常に今現実が困っているの、それをその固定資産税を免除ないし延ばしてくれないかというのは現実的なんですけれども、その真逆をいっているような気がするんですけれども、どうなんですか。

税務課長 こちらの制度につきましては、自家用家屋は取得価格の合計が 300 万円以上の先端設備等とともに導入された方、構築物は旧モデル比で生産性が年平均 1 %以上向上する一定のものというふうな制度になっております。

以上でございます。

笹島委員 とても分かりにくくて、難しくて、使い勝手が悪いような気がするんですけれども。まあいいです、分かりました。

委員長 ほかに。

副委員長 すみません、これアの売上高の減少というのは、例えば今ですと、令和元年と令和 2 年の所得税の申告か何かで判断するということによろしいんですか。この減少率というのは何を以て判断するのか教えてください。

税務課長補佐 お答えします。

売上げの増減に関する基準ですけれども、令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上高が前年同期との乖離があるという、そのパーセントですね、30%、50%に入るのか、50%以上なのかというところで判断をする形になります。

あと、適用条件としましては、認定経営革新支援機関等ということなんですけれども、主に税理士さんとか会計士さんとかの財務関係の専門知識を有している方、そちらにきちんと証明をいただいて、認定を受けて市町村に申告した場合に適用されるという条項になっております。

以上でございます。

委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 36 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 37 号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 それでは、51 ページをお願いいたします。

議案第 37 号 専決処分について。

こちらにつきましても、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

こちらは、都市計画税になります。

64 ページをお願いいたします。

議案第 37 号説明資料でございます。

那珂市都市計画条例の一部を改正する条例(専決処分)について。

改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容は、(1) 変電又は送電施設等に対する特例廃止に伴う変更です。(2) につきましては、地方税法附則第 15 条の固定資産税等の課税標準の特例についての改正及び新設によるものでございます。(3) につきましては、浸水被害軽減地区内の都市計画税について、課税標準額となる価格について 3 分の 2 に軽減を行う制度の新設でございます。4 番については、その他、新設、項ずれの修正等によるものでございます。

3 番、施行期日については、令和 2 年 4 月 1 日から施行でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ありませんか。

副委員長 すみません、浸水被害軽減地区というのは、那珂市内の中で認定か何かされているエリアなんでしょうか。

税務課長 那珂市の市内においては、指定はございません。

以上でございます。

副委員長 ということは、改正はするけれども、那珂市の場合、該当するところはないという認識でよろしいんですかね。

税務課長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 37 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 38 号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 それでは、65 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 専決処分について。

こちらにつきましても、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

70 ページをお願いいたします。

議案第 38 号の説明資料でございます。

那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例(専決処分)について。

こちらの改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、公布の日から施行されたことに伴い、那珂市都市税条例の一部を改正するものでございます。

2 番の改正の理由でございます。地方税法附則第 61 条、これについては新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の新設に伴い、固定資産税同様、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、売上高減少に応じ 30%以上 50%未満の減少については 2 分の 1、50%以上の減少に対してはゼロとする内容でございます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 38 号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を 11 時 25 分といたします

休憩 (午前 11 時 11 分)

再開 (午前 11 時 25 分)

委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、調査事項についてを議題といたします。

昨年 12 月の委員会におきまして、今まで調査してきた太陽光発電設備の件は完了しております。新たに調査する案件がありましたらご意見をいただきたいと思っております。

ちなみに視察等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、現時点での視察先の選定は難しいと思っておりますが、何かご意見等はございませんか。

笹島委員 今年度は調査することはないと思うんですけども。

委員長 ない。

笹島委員 はい。

委員長 何か特にこういったものを調査したいということはないというようなお話ですが、いかがですか。

ほかにありませんか。

副委員長 今の状況だと、視察等はかなり難しいかなとは思いますが、委員会として何かテーマを決めて調査をするということも必要かなと思うんですが、今の時期、何をするかというのは非常に難しい部分はあると思っておりますが、今年 3 月までですか、3 月までなんですよね。3 月までに、9 月になればまた状況も変わるかもしれませんし。ないというよりは、状況を見て調査というものをしていってもいいのかなとは思っています。

委員長 現在、このような形ですからね、新型コロナウイルスの関係で、他県をまたいでの行き来はなるべく控えてほしいというようなこともありますし。また、これも今後状況がどうなるかですが、9 月の議会でもた再度、その状況を見ながらということもよろしいかなという気はしますけれどもね。

笹島委員 新型コロナウイルスもさ、第 2 波、第 3 波も来ることは間違いないんで、やはりね、

那珂市議会としては、総務生活常任委員会としては自粛しようということを私は言いたいんですよ。ないっていうのはちょっとごめんなさい、端的に言ってしまったんで。自粛しよう、来年、令和3年度までは。訪問地へ行ったり何かしても、先方も迷惑ですから。市議会議員がうろうろするなど。やはり那珂市にとどまって、この新型コロナウイルス対策に万全を期そうという形が私の大義名分ですけれども、いかがでしょう。

委員長 笹島委員の自粛という、そして新型コロナウイルスに対して那珂市内にとどまって対策を一生懸命やるのが筋じゃないかというような話でございます。

ほかにありませんか。

君嶋委員 先ほど小泉副委員長が言ったように、まだまだ委員会組織的に活動はできるんで、テーマ等がもし出てくるならば、やはり今後の調査事項の中で入れていけばよろしいんじゃないかと私は思います。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、皆さんからいただいたご意見ですと、確かに調査テーマは必要でないかと。ただ、現在の状況、この新型コロナウイルスに対して第2波が来るといような予測も出ているということで、状況を見ながら、またそういったテーマが出てくれば、次回、9月の議会にまた諮ってやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、そのようにお願いをいたします。

また、それでは9月に皆さんにお諮りするということにいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会（午前11時30分）

令和2年8月25日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 勝村 晃夫